

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、埼玉県から寄居町の区域内において行われた彩の国資源循環工場第二期事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課  
埼玉県東松山環境管理事務所  
埼玉県北部環境管理事務所  
寄居町生活環境エコタウン課  
深谷市環境課  
小川町環境農林課  
東秩父村保健衛生課

#### 二 縦覧の期間

令和五年十一月十日（金）から令和五年十二月十一日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）